

(訪 問 看 護)

【医療保険】

重要事項説明書

契 約 書

個人情報使用同意書

訪問看護ステーションいとぐち

(ステーションコード: 1190029)

〒879-0314

大分県宇佐市大字猿渡 1048 番地の 32

TEL: (0978) 25-4198

FAX: (0978) 25-4197

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションいとぐち
所在地	大分県宇佐市大字猿渡 1048 番地の 32
ステーションコード	1190029
サービス提供地域	宇佐市・中津市・豊後高田市 (上記以外の地域もご相談に応じます)

2. 事業所の職員体制

(令和6年6月時点)

- (1) 管理者 看護師 1名
- (2) 看護職員 看護師 2名 (常勤2名)、准看護師 1名 (常勤1名)
- (3) 訓練士 作業療法士 1名 (常勤1名)、理学療法士 1名 (常勤1名)

3. 営業時間

- (1) 営業日 : 通常火曜日から土曜日まで
(但し、12月29日から1月4日までを除く)
- (2) 営業時間 : 午前9時から午後6時まで
(但し、24時間、利用者・家族からの電話等による連絡対応はいたします)

4. 訪問看護の利用時間及び利用回数

居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとします。
(但し、医療保険適用外となる場合を除く)

5. 訪問看護の提供方法

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出で、主治医がステーションに交付した指示書により、看護計画書を作成し、訪問看護を実施いたします。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、医師会、関係市町村等、関係機関と連携しながら、調整・対応いたします。

6. 訪問看護の内容

- (1) 療養上の世話 : 清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事(栄養)及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助 : 褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関するここと
- (4) 家族の支援に関するここと : 家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理
- (5) その他 : 医師の指示による看護ケア及び医療的ケア、永眠時のケア

7. 利用料について

(1) 利用料については、利用者が加入されている保険の種類、また各種医療助成制度の対象かどうか、所得などにより異なります。保険証や医療証など確認させていただき、説明させて頂きます。基本的には、健康保険法または老人保健法に基づく額 $[(\text{基本療養費} + \text{管理療養費}) \times \text{負担割合}]$ となります。また、主治医の指示書料は別途病院等でお支払いいただきます。

例) 健康保険等の利用について (自己負担 3割の場合で、週 1回利用の方の自己負担額)

・通常の訪問 (令和 6 年 6 月時点)

月の初回は 13, 220 円 (管理療養費 7, 670 円 + 基本療養費 I 5, 550 円)

2回目以降は 8, 550 円 (管理療養費 3, 000 円 + 基本療養費 I 5, 550 円)

を算定するので

週 1 回 (月 4 回) 利用になると

13, 220 円 + (8, 550 円 × 3 回) 計 38, 870 円の 3割となるので、

利用料は 11, 660 円 となります。

*利用料は医療費控除の対象となります。

*別紙 (料金表) に利用料 (負担金額) を記載しています。改定時は速やかにお知らせします。

(2) 訪問看護と連携して行われる永眠時のケア 10, 000 円

(3) 交通費について

通常のサービス実施地域にお住まいの方は無料です。

また、通常の業務の実施地域を越える場合の交通費も無料です。

8. 緊急時の対応方法

(1) 訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他事故発生など緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を行います。

また緊急時連絡先に連絡いたします。

(2) 当事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害については、その損害を賠償いたします。

尚、当事業者は以下の保険に加入しております。

【保険名】「介護保険・社会福祉事業者総合保険」(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)

(3) 事故が発生した場合は、その原因解明を行い、再発防止の対策を講じます。

9. 個人情報の利用について

(1) 事業者及びその従業員は、サービスを提供する上に知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

(2) 個人情報の利用に関しては、あらかじめ文章により利用者や家族の同意を得た場合、あるいはサービス担当者会議等において、利用者及びその家族に関する秘密・個人情報について前項の規定に関わらず、個人情報使用同意書に記載されたような一定の条件の下で、個人情報を利用できるものとします。

10. 苦情対応について

(1) 利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、いつでも事業者あるいはその他市役所等の苦情窓口に苦情を申し立てることができます。

(苦情対応窓口)

①訪問看護ステーションいとぐち (電話) 0978-25-4198 (担当者) 大西 康志

②大分県国民健康保険団体連合会 (電話) 097-534-8470

(2) 事業者は、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

(3) 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

11. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項をお願いいたします。

(1) サービス提供にあたっては複数の看護師が交替してサービスを提供いたします。利用者から特定の看護師を指名することはできませんが、看護師についてお気づきの点や要望がありましたら、ご相談ください。

(2) 看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。

(3) 看護師等は、法制上、利用者的心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承ください。

(4) 保険証や受給者証等の記載事項に変更があった場合は、速やかに看護師にお知らせください。また、確認させていただく際にはご提示くださいますようお願いいたします。

(5) 利用者の了解を得た上で、雪や台風等の天候不良時等、訪問日や訪問時間の変更を行う場合があります。

(6) 利用者やその家族に感染症の恐れのある場合は、マスクやゴム手袋等、念のため予防的な処置をさせていただきます。マスクやゴム手袋等は事業所で用意させていただきます。

(7) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

(8) 感染予防のため、看護師等の訪問時あるいはケアの前後に、手洗い・うがい等をさせていただきますので、手洗い場の使用をお願いいたします。

(9) 入浴・清拭、歯磨き等のケアを行う場合は、水、お湯を使わせていただきますようお願いいたします。

訪問看護サービス契約書

様（以下「利用者」といいます）と、指定訪問看護事業者である訪問看護ステーションいとぐち（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、次の内容について契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、健康保険その他等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し、療養上の世話又は診療の補助をその内容とした訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

1 この契約の期間は、契約締結の日から、利用者の終了意思表示されるまでの期間とします。ただし、第8条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

第3条（訪問看護計画）

- 1 事業者は、利用者の日常生活の状況及び希望に応じた「訪問看護計画」を作成します。事業者はこの「訪問看護計画」を作成した場合は、利用者に説明いたします。
- 2 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合は、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。

第4条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録シート」等の書面に必要事項を記入します。また、「訪問看護記録シート」等の書面は、利用者の希望に応じ閲覧することができます。
- 2 事業者は、「訪問看護記録シート」等の記録を作成した後3年間はこれを適正に保存します。また、法的に必要な時は利用者の求めに応じてその写しを交付いたします。

第5条（利用者負担金及びその滞納）

- 1 サービスに対する利用者負担金は、別紙に記載する通りとします。

尚、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適応されます。

- 2 事業所が、毎月に請求書を発行いたしますので、利用の翌月末までにお支払いただきます。

利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合、事業者は1ヶ月以上の期間を定め、期間満了までに利用者負担金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。さらに、定める期間が満了した場合には、この契約を文章により解除することができます。

第6条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対しいつでもこの契約を解除することができます。

第 7 条（事業者の解除権）

- 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。
- 事業者は、事業の安定的な運営が困難となった場合や事業所の統廃合があった場合は、その理由を記載した文書によりこの契約を解除することができます。この場合、事業者は、利用者の主治医等と協議し、利用者に不利益が生じないよう必要な措置をとります。

第 8 条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 第 6 条の規定により利用者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した時
- 第 7 条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされた時
- 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなった時
 - 利用者が医療施設に入院した場合（3ヶ月以上継続）
 - 利用者が死亡した場合

第 9 条（損害賠償）

事業者は、訪問看護サービスの提供に伴って事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、速やかに対応し、その損害を賠償いたします。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

尚、当事業者は以下の保険に加入しております。

【保険名】 「介護保険・社会福祉事業者総合保険」（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）

第 10 条（個人情報保護）

- 事業者及びその従業員は、サービスを提供する上に知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 個人情報の利用に関しては、あらかじめ文章により利用者や家族の同意を得た場合、あるいはサービス担当者会議等において、利用者及びその家族に関する秘密・個人情報について前項の規定に関わらず、個人情報使用同意書に記載されたような一定の条件の下で、個人情報を利用できるものとします。

第 11 条（苦情対応）

- 利用者は提供されたサービスに対して苦情がある場合には、いつでも事業者あるいはその他市役所等の苦情窓口に苦情を申し立てることができます。
(苦情対応窓口)
 - 訪問看護ステーションいとぐち (電話) 0978-25-4198 (担当者) 大西 康志
 - 大分県国民健康保険団体連合会 (電話) 097-534-8470
- 事業者は、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

第 12 条（契約外条項等）

- この契約及び健康保険その他等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。
- この契約書は、健康保険その他等の関係法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

個人情報使用同意書

私（利用者および、その家族）の個人情報については、次に記載するところによりその範囲内で使用することに同意します。

記

- (1) 事業者及びその従業員は、サービスを提供する上に知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) 個人情報の利用に関しては、個人情報保護に関する法律に従い、あらかじめ文章により利用者や家族の同意を得た場合、前項の規定に関わらず、以下の①～④に示す一定の条件下で個人情報を利用することができます。
 - ① 事業所内での利用
 - ・利用者への適切なサービスを提供するため
 - ・サービス提供に関わる医療・介護保険事務、請求事務を行うため
 - ・事業所の管理・運営上必要な業務（入退利用者の管理、会計・経理業務、事故等の報告）
 - ② 他の事業所等への情報提供を伴う利用
 - ・サービス担当者会議等において、病院、保健所、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等、他の事業所との連携のため
 - ・家族への心身の状況説明
 - ③ 医療・介護保険事務に関わる審査支払機関へのレセプトの請求等のため
 - ④ その他
 - ・サービス業務の維持・改善の為の資料、症例研究等の資料
 - ・行政機関等からの要請で、法令上応じることが義務付けられている事項

以上のとおり、重要事項説明書・契約書・個人情報使用同意書の内容を確認した上で、訪問看護サービスの契約を締結します。

この契約を証するため、本書2通を作成し利用者および事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

【事業所】

当事業所は、指定訪問看護事業所として、以上の契約の内容（重要事項、利用料金等）及び個人情報使用について利用者へ説明しました。

当事業所は、利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任を持って行います。

説明者名： _____ 印

訪問看護ステーションいとぐち

住 所： 〒879-0314
大分県宇佐市大字猿渡1048番地の32

電 話 番 号： 0978-25-4198

事 業 者 名： 株式会社M&Y
代表取締役 大西 康志 印

【利用者】

住 所： 〒 _____

電 話 番 号： _____ - _____

氏 名： _____ 印

【代理人】

住 所： 〒 _____

電 話 番 号： _____ - _____

氏 名： _____ 印

利用者との関係： _____